

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 21 日

小田原市長 加藤 憲一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

川東第 2 地区（国府津・下曾我・曾我 ※） ※JA かながわ西湘の支店範囲

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 14 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 23 経営体（うち認定農業者 16 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の利用を促進していくが、困難な場合には、当面利用権の設定を併用していく。

6. 地域農業の将来のあり方

○取組事項

国府津：新規就農の促進、観光的農業の展開に向けた検討、定年帰農者等に対する栽培技術の継承

下曾我：複合化、6 次産業化、高付加価値化

曾我：6 次産業化、高付加価値化、既存農業者組織等の活性化